



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月31日金曜日 第2087号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... 718
 指定居宅介護支援事業者の指定..... 718
 指定介護予防サービス事業者の指定..... 719
 指定居宅サービス事業の廃止..... 719
 指定居宅介護支援事業の廃止..... 719
 指定介護予防サービス事業の廃止..... 720
 建設業者の許可の取消し..... 720
 土地改良事業の工事完了の届出..... 720
 開発行為に関する工事の完了..... 720

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 721
 建設業者の許可の取消し..... 721
 道路の位置の指定..... 721

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 721

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 722

人事委員会規則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則..... 723

告 示

○愛媛県告示第1003号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アメニティ・ライフ・エイド	ヘルパーステーションはーとすまいる	愛媛県松山市喜与町一丁目10番地1	平成21年6月1日	訪問介護
株式会社あくる	株式会社あくる	愛媛県松山市西垣生町802番地9	平成21年6月1日	特定福祉用具販売
医療法人天真会	デイホームみなみ	愛媛県松山市南高井町333番地	平成21年6月1日	通所介護
医療法人天真会	ショートステイみなみ	愛媛県松山市南高井町333番地	平成21年6月1日	短期入所生活介護
医療法人有津むらかみクリニック	介護老人保健施設あすなる	愛媛県今治市伯方町北浦甲2289番地1	平成21年6月1日	訪問リハビリテーション
株式会社仁愛	介護プラザ「サン愛」久保田事業所	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番10号	平成21年6月1日	通所介護
ライフサポート株式会社	さくら・介護ステーションみしま	愛媛県四国中央市三島金子一丁目4番6号	平成21年6月1日	訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	デイサービスどんぐり	愛媛県四国中央市中之庄町402番地5	平成21年6月1日	通所介護
原井川建設有限公司	あいの里訪問介護	愛媛県西予市野村町阿下6号586番地	平成21年6月22日	訪問介護
社会福祉法人愛寿会	介護付有料老人ホームグランドライフ衣山	愛媛県松山市衣山五丁目8番1	平成21年6月23日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1004号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社松山在宅サービスセンター	愛媛県松山市味酒町三丁目4番1号アメリティー味酒1階	平成21年6月15日	居宅介護支援
有限会社もり薬局	居宅介護支援事業所もりケアサービス	愛媛県今治市常盤町五丁目2番23号	平成21年6月24日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アメニティ・ライフ・エイド	ヘルパーステーションはーとすまいる	愛媛県松山市喜与町一丁目10番地1	平成21年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社あくる	株式会社あくる	愛媛県松山市西垣生町802番地9	平成21年6月1日	特定介護予防福祉用具販売
医療法人天真会	ショートステイみなみ	愛媛県松山市南高井町333番地	平成21年6月1日	介護予防短期入所生活介護
医療法人有津むらかみクリニック	介護老人保健施設あすなる	愛媛県今治市伯方町北浦甲2289番地1	平成21年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション
株式会社仁愛	介護プラザ「サン愛」久保田事業所	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番10号	平成21年6月1日	介護予防通所介護
ライフサポート株式会社	さくら・介護ステーションみしま	愛媛県四国中央市三島金子一丁目4番6号	平成21年6月1日	介護予防訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	デイサービスどんぐり	愛媛県四国中央市中之庄町402番地5	平成21年6月1日	介護予防通所介護
原井川建設有限公司	あいの里訪問介護	愛媛県西予市野村町阿下6号586番地	平成21年6月22日	介護予防訪問介護
社会福祉法人愛寿会	介護付有料老人ホームグランドライフ衣山	愛媛県松山市衣山五丁目8番1	平成21年6月23日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成21年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサポートいまはる	有限会社ケアサポートいまはる	愛媛県今治市北高下町四丁目4番29号	平成21年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1007号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援サービスを廃止する旨の届出があった。

平成21年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
愛媛医療生活協同組合	指定居宅介護支援事業所いづみがわ	愛媛県新居浜市瀬戸町1-2	平成21年5月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1008号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサポートいまはる	有限会社ケアサポートいまはる	愛媛県今治市北高下町四丁目4番29号	平成21年 5月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1009号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第11089号	平成18年 1月19日	ガイドー設備産業(株)	桑森ひとみ	今治市郷桜井1-6-33	平成21年 6月1日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止
(般・特-18)第196号	平成18年 8月8日	(株)渡辺組	渡辺 泉	西条市河原津甲417-1	平成21年 6月5日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 管工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-19)第2198号	平成19年 8月6日	(有)井川建設	井川 潤	今治市近見町3-4-43	平成21年 6月8日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、造園工事業	建設業の廃止
(般-18)第16017号	平成18年 9月19日	新政鉄筋	山内 政夫	新居浜市萩生2902-2	平成21年 6月8日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-16)第10724号	平成17年 1月13日	(有)近代電設	浅野 憲二	今治市土橋町2-1-4	平成21年 6月12日	電気工事業	建設業の廃止
(般-19)第6932号	平成19年 10月17日	竹田工業(株)	竹田 良文	西条市大町417-3	平成21年 6月17日	さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第14938号	平成19年 3月5日	(有)西条製作所	近藤 清政	西条市飯岡1875-1	平成21年 6月17日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-17)第10878号	平成17年 6月19日	新宮建設(株)	朝雛 雅哲	四国中央市新宮町上山55 50	平成21年 6月23日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第404号	平成18年 12月1日	(株)崎山組	崎山 俊紀	今治市波方町波方甲1913 -1	平成21年 6月22日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-17)第12200号	平成18年 3月1日	(有)たかはし光心堂	高橋 廣光	新居浜市宇高町2-1- 50	平成21年 6月23日	内装工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 7月31日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	井内上地区	平成21年 4月26日

○愛媛県告示第1011号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 7月31日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建(開)第19号 平成21年 7月22日	伊予郡松前町大字永田字銭塚 1 番 6	松山市保免西一丁目3番9号 グレースハイツ保免701号 船山浩之 船山志保

○愛媛県告示第1012号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岩渕地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 7月31日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岩渕地区)計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 8月3日から 8月28日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第1013号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第14693号	平成18年1月18日	二宮建材店	森井 達也	大洲市若宮988-2	平成21年6月1日	大工工事業、左官工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般-17)第14578号	平成17年8月9日	(株)上甲工務店	上甲 佳廣	大洲市平野町野田1	平成21年6月15日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特-18)第702号	平成19年3月20日	中山産業(株)	中山 政士	北宇和郡松野町大字延野々1274-1	平成21年6月18日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-18)第1935号	平成18年4月20日	下田建設(有)	下田 和	北宇和郡松野町大字目黒136	平成21年6月24日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1014号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 7月31日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年 7月16日 20大土建(道)第6号

2 道路の位置

大洲市北只88番5・88番29

幅員 4.00メートル

延長 35.00メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市中村 416 番地 3

有限会社 児玉不動産 代表取締役 児玉 誠一

大洲市北只88番地29 中村 治信

東京都豊島区西池袋四丁目23番15号 松浦 百合香

4 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 7月15日	特定非営利活動法人 クイックネイル協会	三 好 愛	松山市道後湯之町4番12号 ロイヤル道後105号	この法人は、一般市民に対してネイルの芸術性を認識して簡単にできるアートとして周知させることにより学術、文化、芸術の振興を図り、明るく活力ある社会形成に資することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 7月31日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 明比 昭治
同 河野 忠康
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
建 設 部	平成20年 8月27日
今 治 土 木 事 務 所	平成20年 7月16日
南 予 地 方 局	
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成20年 7月29日

（監査の結果）

1 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	3,236,200	747,600	3,983,800	
18年度	2,060,300	313,500	2,373,800	
差引増減	1,175,900	434,100	1,610,000	

（東予地方局建設部）

2 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
19年度	115,688	
計	115,688	

（東予地方局建設部）

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	2,106,100	2,313,000	4,419,100	
18年度	2,350,200	1,292,900	3,643,100	
差引増減	244,100	1,020,100	776,000	

（東予地方局今治土木事務所）

4 道路占用料については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
19年度	125,000	
計	125,000	

（東予地方局今治土木事務所）

5 違約金（工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	94,500	
14年度	15,225	
計	109,725	

（東予地方局今治土木事務所）

6 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
14年度	37,925	
計	37,925	

（東予地方局今治土木事務所）

7 草刈作業車のリース契約について、当初契約時、他に草刈機能をする車両が販売されていたにもかかわらず、経済性を比較検討することなく長期継続契約を締結して、19年度においてもリース料を支出していた。

（東予地方局今治土木事務所）

8 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,006,900	1,144,300	2,151,200	
18年度	52,300	1,144,300	1,196,600	
差引増減	954,600	0	954,600	

（南予地方局八幡浜土木事務所）

（措置の内容）

1 県営住宅貸付料については、平成19年度末時点で3,983,800円（38名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、1,308,000円（30名）の納付があったが、20年度新たに3,580,700円が未収となったことから、平成20年度末現在の収入未済額は6,256,500円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

（東予地方局建設部）

2 平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、請負業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前金払還付金として4,210,000円が保証事業会社から入金された。この額に対する利息115,688円を請負業者であるA社に請求するも、いまだ未納となっている。

同社は、経営不振により経営破たんし、平成19年12月末頃から商業

登記を残したまま行方不明となっている。このため、商業登記簿調査、建設業界知人からの聞き取り調査等を行い、行方を捜索しているところである。

今後とも情報収集を行い、関係機関と連絡を取りながら、適切な債権管理に努めることとしたい。(東予地方局建設部)

3 平成19年度末時点で 4,419,100円(40名)の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、毎月、給与支給日等に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約23%、1,025,100円(27名)の納入があったが、平成20年度現年分の収入未済額が 2,270,700円となったことから、平成20年度未現在の収入未済額は 5,664,700円となった。

今後とも引き続き納入催促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起している。(東予地方局今治土木事務所)

4 平成19年度の道路占用料のうち、B社の 125,000円が未納となっていた。差押えの可能性も含め納付指導を実施した結果、定期的に納付がなされ平成21年1月27日の支払をもって完納となった。

今後とも適切な債権管理に努めることとしたい。

(東予地方局今治土木事務所)

5 ① 工事請負契約の違約金については、平成14年度にC社との間で工事請負契約(152,250円)を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金(15,225円)が収入未済となっている。当債権については、倒産後、早急に違約金の収入を図るべく請求を行ったが、代理人弁護士から任意整理に伴う債権届出書の提出依頼があったため、債権届出書を提出し配当を待つこととしたが、同弁護士から「財産に対し負債が多額であること、また、不動産は処分し価値ある財産もないことから、違約金への配当は困難である。」旨の話があった。

その後、平成19年2月に同弁護士に照会したところ、「同社の任意整理は事実上終了しているが、法人登記の抹消は費用問題で行う予定はない。」との回答であった。

今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

② 設計委託業務の違約金については、平成12年度にD社との間で設計委託業務(945,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金(94,500円)が収入未済となっている。同社については、平成13年9月28日に地方裁判所から破産宣告の通知があり、同年10月9日に破産債権届出書を提出し債権回収を図ったが、平成15年2月5日付けで同裁判所により破産手

続を廃止する旨の決定がなされ、破産管財人から配当は不可能であるとの通知があった。その後、職員が19年7月に同社所在地のテナントビルを訪問したが、同社は存在せず、警備員によると「5年ほど前に自己破産した。」とのことであった。また、閉鎖登記簿に記載されている支店を訪問したが、同支店は不存在であった。

今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。(東予地方局今治土木事務所)

6 平成14年度にE社との間で工事請負契約(8,925,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産した。契約解除による既前払金(3570,000円)については保証契約に基づき納入させたものの、県が請求した日から保証事業会社が納入するまでの間に生じた利息に関しては保証で対応できず、延滞利息(37,925円)が収入未済となっている。

違約金の債権管理とともに、今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。(東予地方局今治土木事務所)

7 この草刈作業車の導入に当たっては、道路維持課において他県の導入状況についての聞き取り調査等に基づいて機種種の選定をしたものであるが、使用車種や購入先の把握が十分ではなく、経済性の比較検討が不十分であった。

今後は、車両及び機械装置等の導入に当たっては、機種種の選定を慎重に行うとともに、契約手続に際しては競争性、透明性、公平性の確保に努めてまいりたい。また、本県が導入している車両は、多目的な用途に使用可能な機種種で、草刈作業のほかトンネル清掃やガードレール清掃などの道路維持作業に使用しているところであるが、年間を通じて稼働できるメリットを最大限活かし、今後一層の効率的な運用と稼働率の向上を図り県民へのサービス向上に努めてまいりたい。

(東予地方局今治土木事務所)

8 平成19年度出納閉鎖までに、県営住宅貸付料滞納分 2,151,200円のうち 522,600円の納入があり、残りの滞納分(9名 1,628,600円)については、滞納者及び連帯保証人に対し督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成20年度において6名 484,300円の納入があった。

平成20年度については、207,200円(3名)の未収金が発生したが、督促に努めた結果、6月15日までに1名(16,900円)の納入があった。残りの2名(190,300円)については、滞納者が生活保護受給中であることから、引き続き生活状況に応じて納入を促していきたい。

なお、平成17年度以前の滞納者3名(1,144,300円)分については、本庁において平成20年10月21日から滞納家賃回収業務を委託している。

(南予地方局八幡浜土木事務所)

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則15 - 1

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 7月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(愛媛県人事委員会規則15 - 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員(離職した職員を含む。次項及び第4条第1項において同じ。)は、愛媛県人事委員会(以下「委員会」という。)に	(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員(離職した職員を含む。_____第4条第1項において同じ。)は、愛媛県人事委員会(以下「委員会」という。)に

対し、苦情相談申込書を提出することにより、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1)・(2) 省略

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 省略

（事案の処理）

第4条 省略

2 省略

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 0）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13 11）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

対し、苦情相談申込書を提出することにより、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1)・(2) 省略

2 省略

（事案の処理）

第4条 省略

2 省略

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 0）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13 11）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。